

多治見市新火葬場建設候補地選定委員会報告書

平成 20 年 5 月 27 日

多治見市新火葬場建設候補地選定委員会

委員長	片山	幸士
委員	島崎	昭
委員	兼田	敏之
委員	杉井	俊夫
委員	豊田	洋一

1. 目的と作業経過

多治見市（以下「市」という。）の現火葬場は昭和 43 年 3 月に竣工され、建築から 40 年近い期間が経過している。こうしたことから、施設の老朽化や火葬炉の旧式化に起因する利用上の問題、更には将来見込まれる火葬需要への対応といった多くの問題を抱えている。

市では、これらの問題を解決するためには、新たな施設を整備することが必要であると考え、その整備事業を笠原町との合併に伴う新市建設計画に記載し、第 5 次総合計画に位置付けるとともに、整備の基本方針や必要な施設の規模・能力、建設場所の選定などについての具体的な検討を平成 18 年度から開始してきている。

この検討において、新たな施設（以下「新火葬場」という。）を建設するに相応しい候補地を選定するため、平成 19 年 2 月 1 日に多治見市新火葬場建設候補地選定委員会（以下「委員会」という。）が組織された。（添付資料 1、添付資料 2）

本委員会は、同年 2 月 19 日に第 1 回委員会を開催し、その後、合計 12 回の委員会ならびに現地確認作業（添付資料 3）と検討作業を行ってきた。さらに委員会では羽島市・土岐市の火葬場や現火葬場の立地状況を視察した。

委員会で行った候補地選定についての審議結果を、本報告書として取りまとめた。

2. 検討の手順

第 1 回の委員会では、どのような手順で選定を行っていくのかを検討した。

委員会にさきがけ市では、平成 18 年 6 月 7 日に庁内検討委員会を設置し、新火葬場の施設規模等について「多治見市新火葬場施設及び敷地面積計画」として取りまとめられ、この計画により新火葬場の敷地面積は概ね 8,000 m²から 10,000 m²を目安とすることが委員会へ提示された。

委員会では提示された面積を基準として市内全域を対象とした候補地選定を行うこととした。市有地については台帳より抽出、民有地については、区長会等に働きかけ、地元自治会（当該土地所有者合意を得たもの）又は土地所有者等からの提案が出されたものを委員会として検討を行うこととし、以下の手順で建設候補地の選定を進めることとした。

- ①選定基準の設定
- ②洗い出し
- ③現地確認
- ④比較・検討

なお、比較・検討においては、単に技術的・科学的な側面にとどまるのではなく、該当地周辺の景観や当市における火葬場の歴史的背景、文化財や希少動植物の状況等幅広い観点から作業を進めることとした。

委員会は公開で行った。すなわち議論を公開すると共に委員会開催の日時や資料、議事録等を広報・ホームページを通じて市民に知らせることとした。

(<http://www.city.tajimi.gifu.jp/kankyo/kasou/sinkasoujyou/sinkasoujyou.html>)

3. 多治見市における火葬場の歴史的背景

多治見市史によれば、当市に初めて火葬場ができたのは、明治40年であった。場所は、多治見町の水晶ヶ根（現在の星ヶ台）である。大正7年には、「火葬場使用料徴収条例」を施行するとともに、荒廃した同火葬場を修理し、第2次大戦後まで使用していた。

一方、豊岡町には、大正4年から同9年の間に、北市場（現金岡町）に火葬場が建設され、昭和26年に改築を行い、昭和43年3月まで使用された。同年4月からは長瀬町に火葬場が建設され現在に至っている。

4. 選定の過程

火葬場建設候補地の選定においては市内全域を対象とすることとした。第1回委員会（選定手順の検討）、第2回委員会（先進地視察）を経て、第3回委員会より候補地の具体的な絞込み作業に着手した。

4-1. 具体的な絞込み作業の開始

第3回委員会に先立ち、事務局にて市有地データから1,000㎡以上の土地：1,278筆（旧多治見市分：994筆、旧笠原町分：284筆）を抽出し、隣接市有地と合わせても8,000㎡に満たない土地を除外し227筆に絞った。

第3回委員会においては、以下の方法により、市有地を対象として必要面積（8,000㎡以上）に基づき抽出した227筆（添付資料4）から、34か所（93筆：添付資料5）に絞り込む作業を航空写真、地図を用いて実施した。

8,000㎡以上の227筆について、その土地形状（土地の形や傾斜等）や利用状況（既に施設が建設されている等）を勘案し、明らかに不適なもの及び保安林等、次の4つの基準に該当するものを除外し、34か所（93筆）に絞った。

除外基準

- 1) 土地のかたち上不適なもの
- 2) 既に利用されている又は利用計画があるもの
- 3) 急傾斜地であるもの
- 4) 保安林であるもの

絞り込んだ34か所のうち、現地確認作業の実施に先立ち再度精査を重ね、候補地を17か所に絞り込み、第4回委員会以降、順次現地確認作業を実施することとした。

4-2. 現地確認作業の実施

第4回委員会、第5回委員会、第6回委員会及び11月15日にそれぞれ次の候補地について、現地確認作業を実施した（候補地の番号は添付資料5）。

・第4回委員会で現地確認を行った候補地

- 候補地 NO. 1 … 旭ヶ丘10丁目6の27
(美濃焼卸団地下手の多目的広場用地)
- 候補地 NO. 2 … 旭ヶ丘1丁目85の1 外2筆
(旧日向酪農)
- 候補地 NO. 5 … 高田町岩曾根22の1 外4筆
(旧多治見市射撃場跡地)
- 候補地 NO. 24 … 笠原町森下1647の1
(旧笠原町し尿処理場跡地)
- 候補地 NO. 32 … 笠原町梅平4106の58 外1筆
(製陶会社裏手山林)

・第5回委員会で現地確認を行った候補地

- 候補地 NO. 10 … 大沢町1丁目10番地 外1筆
(碎石場横)
- 候補地 NO. 8 … 三の倉町猪場1の1 外5筆
(三の倉センター付近)
- 候補地 NO. 18 … 脇之島町8丁目3の1
(ホトタツノ月見側斜面)
- 候補地 NO. 17 … 脇之島町3丁目24の1 外7筆
(国道248号線南バイパス付近)
- 候補地 NO. 3 … 下沢町3丁目24の1 外5筆
(飲料メーカー配送センター付近)
- 候補地 NO. 16 … 東町2丁目50 外6筆
(超高温材料研究センター付近)

・第6回委員会で現地確認を行った候補地

- 候補地 NO. 11 … 滝呂町14丁目144番地の1 外6筆
(滝呂球場、滝呂小学校付近山林)
- 候補地 NO. 23 … 笠原町下原1264の1
(戦没者慰霊塔下手山林)
- 候補地 NO. 29 … 笠原町梅平3986の1
(笠原クリーンセンター下手交差点付近)
- 候補地 NO. 33 … 笠原町天王下4114の2 外3筆
(製陶会社裏手山林)

- ・ 11 月 15 日に現地確認を行った候補地
 - 候補地 NO. 9 …… 三の倉町猪場 37 外 5 筆
(地球村付近)
 - 候補地 NO. 3 1 …… 笠原町梅平 4024 の 1
(梅平団地周囲の造成法面)

現地確認を行うことにより、急傾斜地崩壊危険箇所・区域及び土石流危険溪流・区域等であること、又は他の利用計画がある候補地があることが判明した。

その後、これらの候補地を除外するなどの調整を行った結果、市有地については 15 か所を候補地とした。

4-3. 民有地候補地

第 6 回委員会にて、事務局に現火葬場隣接地（長瀬町地内）の土地所有者に対して火葬場建設候補地の一つとして検討することについての可否を確認するよう求めたところ、土地所有者から了解が得られた。

また、光ヶ丘 5 丁目 3 番地外、旭ヶ丘 9 丁目 15 番地の民有地 2 か所について、土地所有者から火葬場候補地として検討して欲しい旨の申出があった。

4-4. 民有地を加えた候補地の絞り込み

これら 3 か所の民有地を候補地として検討する可否を第 7 回委員会では了承し、市有地 15 か所と合せて検討していくこととし、18 か所（添付資料 6）について、更なる絞り込みを実施した。

第 7 回委員会においては、次に該当する候補地について除外した（候補地の番号は添付資料 6）。

- 1) 華立断層、笠原断層が候補地付近に存在している候補地
…… 3 か所（候補地 NO. 6、NO. 9、NO. 14）
- 2) 埋立地であり、地盤が強固でないため建設が困難な候補地
…… 1 か所（NO. 12）
- 3) 団地造成法面や急傾斜地のため、十分な平場確保が困難な候補地
…… 4 か所（NO. 7、NO. 8、NO. 10、NO. 13）
- 4) 都市計画との整合性上、問題があると考えられる候補地
…… 3 か所（NO. 1、NO. 2、NO. 18）
- 5) 周囲の環境から避けるべきであると考えられる候補地
…… 2ヶ所（NO. 4、NO. 5）

以上の 13 か所を除いた結果、5 か所（うち 1 か所は現地確認の上判断する位置付け：添付資料 7）となった。

平成 19 年 12 月 27 日に、現地確認を実施していない民有地候補地 2 か所と現火葬場隣接地の現地確認を実施した。

4-5. 現地確認の結果を踏まえた絞込み

第8回委員会では、12月27日に実施した民有地の現地確認を踏まえ、次の理由により光ヶ丘5丁目地内の民有地候補地を除外した。

- ・傾斜が急なため、進入道路の取り回しが複雑になる。
- ・中央自動車道と大規模住宅地（名鉄緑台）の間の土地であり、住宅地に及ぼす自動車騒音の影響が懸念される。
- ・大規模住宅地（名鉄緑台）の南に位置しており、春から初秋にかけて風上となる。

他の4か所の候補地について更なる絞込みを行うために、再度現地確認を行うこととした。

4-6. 現地再確認を踏まえた評価・絞込み

第9回委員会では、4か所の候補地（添付資料8）の現地再確認を実施し、笠原町天王下地内の候補地については、次の理由により除外した。

- ・進入道路の確保が困難である
- ・大規模住宅地（愛岐パーク）の南に位置しており、春から初秋にかけて風上となる。
- ・同住宅地から見通す位置となる。
- ・高圧鉄塔及び高圧線が敷地の中央付近に存在している。

この結果、残った3箇所の候補地について、委員会として順位（優劣）をつけることとした。

5. 候補地3か所の比較・評価

これまでの検討により、次の3か所の候補地に絞り込んだ。

- ①高田町岩曾根 22 番地 1 外 （旧多治見市射撃場跡地）
- ②笠原町森下 1647 番地 1 （旧笠原町し尿処理場跡地）
- ③長瀬町 29 番地 4 外 （現火葬場及び隣接地）

これらについて、現地再確認及びこれまでの検討を踏まえ、それぞれのメリット・デメリットをまとめると次のようになった。

- ①高田町岩曾根 22 番地 1 外 （旧多治見市射撃場跡地）

ーメリットー

- ・市有地である。
- ・住宅からある程度（約1km）奥地であり、四方を山林で囲まれているため、静寂な環境である。
- ・一定程度の平地が確保されているため、山林の伐採が比較的少ない。
- ・有効面積が16,000㎡程度あり、同一敷地内での次期建替えも可能である。

ーデメリットー

- ・土地の造成やインフラ整備に多額の費用を要する。(鉛含有土壌の除去、進入道の拡幅工事、上下水道の設備、旧射撃場施設の撤去、一部道路拡張のために民地を買収(立ち退きも含む)が必要)
- ・鉛含有土壌除去に係る大型車輛を出入させる必要がある。(10トング換算で、約2,500台)
- ・浸出水の水質調査を永続的に実施する必要がある。
- ・敷地の全体面積を考慮した場合、火葬場を建設することにより、残った土地の利用制限が懸念されるため、他の用途として総合的な利用を検討するべきである。
- ・ギンチョウの生息や材木の狩場であることが確認されており、生態系に影響を与える可能性がある。

②笠原町森下1647番地1 (旧笠原町し尿処理場跡地)

ーメリットー

- ・市有地である。
- ・平地の確保が容易である(一部埋め立てる必要あり)。
- ・山林伐採等、自然環境に与える影響が最も少ない。
- ・進入道、光熱水等インフラ整備が最小限で済む。

ーデメリットー

- ・有効面積が、9,000㎡弱と狭く、緑地帯等を設けると有効面積が8,000㎡に満たない可能性がある。
- ・旧施設の調査費及び撤去費用を要する。
- ・低地を埋める土砂が必要である。(10トング換算で、約4,000台)
- ・市中心部からの距離が3か所中最も遠い。
- ・一部施設を汲み取りし尿の仮保管場所として貸している(中止は可能)。
- ・砂防協議が必要である。
- ・隣接する工場の操業音が気になる。

③長瀬町29番地4 外 (現火葬場及び隣接地)

ーメリットー

- ・現火葬場の隣接地であるため、市民の認知度が最も高い。
- ・水道、下水、電気等のインフラが整備されている。
- ・付近(500メートル以内)に葬祭場が4施設ある。
- ・中央自動車道インターに隣接しているため、会葬者(遠方)の利便性が高い。
- ・有効面積が18,000㎡程度確保できるため、同一敷地内での次期建替えも可能である。(民地の購入と造成が必要)
- ・3か所の候補地内では、最も中心部から近い。

ーデメリットー

- ・ 民地購入費用が必要となり、境界確定や分筆の費用を要する。
- ・ 大規模な山林伐採及び造成が必要である。(搬出土砂想定量 45,000 m³～80,000 m³: 10トントラック換算で、約8,000台～15,000台)
- ・ 長瀬町地内の道路拡幅や通学路の安全確保ならびに生活道路との区分けなどのインフラ整備が必要である。
- ・ 隣接してゴルフ場があるため、敷地境界や造成方法について協議する必要がある。
- ・ 造成工事や建築工事の騒音について、現火葬場運営時間帯に配慮が必要である。
- ・ 砂防協議が必要である。

以上のようにそれぞれメリット・デメリットがあるなかで、最終的に次のように取りまとめた。

①高田町岩曾根 22 番地 1 外 (旧多治見市射撃場跡地)

当該候補地は、周囲と遮断された山中にあるため静寂であり火葬場を建設するロケーションとしては優れている。また、確保できる平地面積も火葬場建設には充分である。

一方、当該地の利用には、鉛含有土壌の処分が不可欠であり、火葬場建設のためだけに多額の処分費用を投じることは疑問が生ずる。鉛処分については、将来的な技術革新等に期待することが望ましいとも考えられる。

加えて進入道路の一部にかなり狭いところがあり、拡幅を行うためには住宅の移動(移転)を含めた民地所有者の同意が不可欠である。

また、当該地に火葬場を建設すると、その周囲の利用は極めて限定的となることが懸念される。従って、当該土地は敷地を有効活用する総合的土地利用を検討することが望ましいと考えられる。

以上のことにより、他に候補地があれば、優先度は低くなるものとする。

②笠原町森下 1647 番地 1 (旧笠原町し尿処理場跡地)

当該候補地は、市街地にあり周辺道路や電気・ガス及び水道といった基本的インフラが整備されているため、最も造成費等を抑えることが可能である。

しかし、住宅や工場といった施設に隣接しているため、住宅との緩衝帯の工夫や工場の作業音が火葬場に及ぼす影響を考慮する必要がある。当該地は、土岐市と隣接していることや、住宅が周囲に存在していることを考慮する必要がある。

確保可能な面積が 8,000 m²程度であり、敷地の 2 面は河川及び水路に接し、1 面は幹線道路、残る 1 面は民地(工場)に囲まれているため、将来的に施設の拡張が必要となるときへの対応が困難であることが危惧される。

以上のことにより、他に候補地があるのであれば、優先度は低くなるものとする。

③長瀬町 29 番地 4 外 (現火葬場及び隣接地)

当該候補地については、現火葬場敷地を含む市有地のみでは、面積的に候補地にはなり得ないものの、火葬場用地として検討することについて、隣接する民有地の所有者の理解が得られたため検討を進めてきた。

確保可能な敷地面積から、現火葬場を中心に幾つかの造成パターンを検討し進入路の改良を工夫することによって、住宅地に与える影響を現在よりも少なくすることが可能である。

ただし、現況山林の大規模な造成が必須となるため、作業期間中における周辺環境への影響を可能な限り抑える工夫をすることが必要である。

更に幹線道路から河川(団子川)を渡るところは、現状通学路として利用されているため、児童等への更なる安全の確保を徹底する工夫を要する。

当該地は、現火葬場が稼働しており市民の認知度が高いこと、候補地 3 か所のなかで最も市の中心部に近いことから、前述の課題をクリアすることで、有効な候補地となり得る。

6. 結論

以上の結果、長瀬町地内の現火葬場及びその隣接地を望ましい候補地とし、残りの 2 か所については次点候補地とすることを全会一致の結論とした。

望ましい候補地	:	長瀬町 29 番地 4 外	(現火葬場隣接地)
次点(順不同)	:	高田町岩曾根 22 番地 1 外	(旧多治見市射撃場跡地)
次点(順不同)	:	笠原町森下 1647 番地 1	(旧笠原町し尿処理場跡地)

本報告の後、建設地の最終的な決定は多治見市が判断することとなるが、決定に際しては候補地地元住民を含む市民の理解と協力が不可欠であるため、地元住民に対する行政の誠実な対応を期待していることを委員会として申し添える。